

金 沢 市 公 民 館 連 合 会 会 則

昭和 2 7 年 5 月 1 5 日制定
昭和 2 8 年 5 月 7 日改正
昭和 4 9 年 4 月 1 日改正
昭和 5 7 年 4 月 1 日改正
平成 1 年 4 月 2 5 日改正
平成 4 年 4 月 2 3 日改正
平成 5 年 4 月 2 6 日改正
平成 7 年 1 月 1 9 日改正
平成 8 年 4 月 1 日改正
平成 2 0 年 4 月 2 4 日改正
平成 2 9 年 4 月 2 4 日改正
平成 3 1 年 3 月 2 0 日改正

(名 称)

第 1 条 本会は、金沢市公民館連合会と称し、位置を金沢市広坂 1 丁目 9 番 1 6 号
(金沢市庁舎広坂分室内) に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は、金沢市中央公民館および金沢市地区公民館 (以下「公民館」という)
をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は、公民館相互の連絡協調を図り、社会教育の振興に寄与することを目的
とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金沢市公民館大会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 公民館役職員の各種大会等への派遣
- (4) その他必要と認める事項

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置き、任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠
役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理 事 (会長、副会長を含む。) 11 名
- (4) 監 事 3 名

(役員の選出)

第 6 条 役員は総会において選出する。

2 前項の規定にかかわらず補欠役員を役員に選出するときは、会長が理事会に諮って
これを行うことができる。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

3 理事は、本会の決定に基づき会務を執行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問および参与)

第8条 本会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

(1) 総会は、毎年4月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(2) 理事会は、必要のつど開催する。

2 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、議決は、出席者の過半数による。

(総 会)

第10条 総会は、各公民館の館長をもって構成し、次の掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予算

(3) その他重要事項

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(3) その他重要事項

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

3 議長は、必要に応じて理事以外の関係者を出席させることができる。

(事務局)

第12条 本会に事務局を設け、次に掲げる職員を置く。

(1) 事 務 局 長 1 名

(2) 事務局主事 1 名

(3) 事 務 局 員 若干名

2 職員は、会長が任命し、または委嘱する。

(専門委員会)

第13条 本会に専門委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(経 費)

第14条 本会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第16条 この会則の改正は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成8年4月1日より施行する。

この会則は、平成20年4月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

この会則は、平成31年3月21日から施行する。